

平成27年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年10月19日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成27年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年10月19日（月）

午後2時03分～午後3時55分

区役所本庁舎3階 庁議室

- 1 13期委員紹介
- 2 区長挨拶
- 3 会長及び副会長の選出等
 - (1) 会長及び副会長の選出等
 - (2) 小委員会委員の指名
- 4 開 会
- 5 審 議
保護樹木等の指定及び解除について
- 6 報 告
保護樹木の健全度調査の実施状況について
- 7 連絡事項
- 8 閉 会

○配付資料一覧

- 資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 資料2 保護樹木等の指定及び解除について
- 資料3 保護樹木の健全度調査の実施状況について
- 参考① 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 参考② 新宿区みどりの条例及び同施行規則審議会抜粋
- 参考③ 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 参考④ 新宿区みどりの公園基金条例
- 参考⑤ みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 参考⑥ 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
- 参考⑦ 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

参考⑧ 保護指定及び解除対象樹木の写真（回収資料）

出席委員 14名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	輿 水 肇
委 員	斎 藤 馨	委 員	渋 江 佳 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	間 座 和 子
委 員	小 島 健 志	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	藤 田 茂	委 員	鶴 田 由美子

◎はじめに

みどり公園課長 ただいまから、平成27年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

きょうは、会場の都合上、マイクがありませんので、あらかじめご了承ください。

委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の小野です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、傍聴の許可についてお諮りします。

みどりの推進審議会は、みどりの条例施行規則第31条第4項において、会議は公開ということになっています。本日は、傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開としても支障はないと思われるため、公開とさせていただきます、委員の皆様には御了承をいただきたいと思っております。

また、本日の会議でございますが、16時を目途に終了と考えております。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

◎13期委員紹介

みどり公園課長 それでは、開会に先立ちまして、議事次第1の13期委員の御紹介をさせていただきます。

本来なら8月1日の委員改選後の最初の審議会となる本日の審議会において新宿区長より委嘱状をお渡しすべきところでしたが、審議会の開催日程がその当時未定であったことから、事前に委嘱状をお届けさせていただいております。この点何とぞ御了承のほどをお願い申し上げます。

それでは、第13期委員のお名前を御紹介させていただきます。

お配りした資料上から2枚目の資料1の委員の名簿をごらんください。

上から、くまがひょういち熊谷洋一委員です。続きまして、こしみずはじめ興水肇委員です。本日は欠席ですが、いけべ池邊こ

のみ委員です。それから続きまして、齋藤馨委員です。渋江佳子委員です。吉川信一委員です。武山昭英委員です。渡辺芳子委員です。続きまして、小野栄子委員です。続きまして、丹羽宗弘委員です。間座和子委員です。小島健志委員です。椎名豊勝委員です。藤田茂委員です。鶴田由美子委員です。

以上15名の皆様でございます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会事務局の御紹介をいたします。

担当部署は、みどり土木部みどり公園課みどりの係です。

まず、みどり土木部長野崎です。私、みどり公園課長小野です。みどりの係長小谷です。みどりの主査田辺です。横山です。城倉です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎区長挨拶

みどり公園課長 それでは、議事次第の2に移らせていただきます。

区長より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

区長 区長の吉住でございます。きょうは、平日の昼間にもかかわりませず御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、みどりの推進審議会の開催に先立ち、第13期の委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

みどりは、潤いと安らぎをもたらすだけではなく、美しい都市景観を形成していくために必要なものです。また、大気を浄化し、気温の変化を和らげる効用もあり、持続可能な都市新宿のため、大変重要な役割を担っています。

新宿区には、新宿御苑を初め、戸山公園や新宿中央公園などの大きな公園、落合の崖線、早稲田大学の周辺や神宮外苑など、大変多くのみどりがあり、またそれらをつなぐ街路樹や神田川、外堀などの水辺が新宿区の外周を包み込むという特徴を持っています。

私は、これらの新宿の持つ貴重なみどりや水辺を保全、再生し、整備を図り、みどりの環境を次の世代に引き継いでいく必要があると思っています。

このため、現在、5年ごとのみどりの実態調査を実施しており、今後、調査結果に基づいて、これまでの緑化施策の検証や、課題の整理を行うとともに、より効果的な新たな緑化施策等の検討を行ってまいります。

みどりの推進審議会は、平成3年度に設置をされてから24年が経過いたしました。この

間、みどりの保護と育成に関する重要な事項について、多くの調査及び審議をお願いし、貴重な御意見をいただいております。

第13期の委員の皆様には、今後みどりの基本計画の見直しなどに関する審議をお願いすることとなりますが、今あるみどりを守り、新たなみどりを創出することが、これからも区が積極的に取り組んでいかなければならないことかと思っております。審議会からいただいた御意見は、区政に反映させていただきたいと思っておりますので、どうか委員の皆様、審議の程よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

余りお時間はありませんけれども、せっかくの機会ですので、ここで区長にお話ししたいことなどあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

区長 公募の皆さんは、ご自分で手を挙げられていると思っておりますので、何かございましたら、これと関係ないことでも結構です。

区民委員の皆さんも、どうぞ。

渡辺委員 いつも機会があると申し上げているのですけれども、みどりのきれいなのもすばらしいんですが、道ですか、インフラの整備ということをお願いできればありがたいと思っております。

区長 わかりました。やっぱり段差の解消ですとか、車道との分離をちゃんとするとか、特に交差点部分は難しくなっていて、拡幅が予定されているところだと、二重投資になってしまうということもあって整備が前倒しできないような場面があったりします。ただ、そうは言っても安全性を高めるということは重要だと思っております。私はウォーキング協会の皆様にも魅力あるコースをつくって、区内をいろいろ回っていただきなんていろいろ協力依頼しているのですけれども、やっぱりみどりのあるところや水辺のところを歩いて、風景を見ることによってモチベーションも上がっていくと思っておりますので、そういうところの景色や、それから道路自体のづくり、これについては計画的にやらせていただきたいと思います。

吉川委員 せっかくの区長さんがいらっしゃる機会なので、ひとつお耳に入れさせていただきたいと思っております。

区民から、落ち葉や古い土のリサイクル等根強い関心がございます。御意見をいただきまして、区長さんのお耳に入れておきたいんですが、エコライフ推進員及び区民の有志とで、落ち葉を集めまして、1年かかりまして、切り返し作業をいたしまして、腐葉土をつくりました。その腐葉土をちょうど間もなく配布する予定ですので、言わせていただくのですが、

11月3日、牛込弁天公園で、御希望の区民の方には10時より無料で配布いたしたいと思っております。そのような緑化推進に幾らかでもお役に立つかと、エコライフ推進員という人で落ち葉をつくりまして、御希望する区民の方には無料でお分けする、そういうお仕事、そして、11月3日、それを開催いたしますのでお耳に入りたいと思ひまして、言わせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

区長 何度か今まで、今回が初めての試みですか。

吉川委員 はい、始めてもう十数年続いてございまして、毎年、落ち葉を集め、またみどり公園課の職員にも御協力いただきまして作っております、ことしは特に猛暑激しく、また大量の雨が降ったり、いつもとは様子が違う勝手でございましたが、よりよく立派な腐葉土ができ上がりましたので、11月3日に御希望する区民の方には、なくなったらそれでおしまいです、ある限りお分けしたいと思っておりますので、お耳に入れさせていただきます。

みどり公園課長 何かほかに、ございせんか。

熊谷委員 私は、たまたまと言いますか、新宿区の住民であることもあつて、この審議会、平成3年からもう24年間お手伝いをさせていただいているんですけども、その間、なかなか新宿はいろいろな条件がみどりには厳しいような、そういう区でございまして、もちろん地価も高いし、それから昼間人口が物すごく多くて、夜間人口が少ない。最初のころは、人口が30万を切っていたんですけども、段々だんだんと現在ふえてきて、30万を超えて、ただし1割が外国人の方とか、そういうような非常に厳しい状況の中で、ただみどりについての関心が非常に区民の方が高くて、実は保護樹木というのが区で指定されているんですけども、これを1,000本切ったら審議会の委員の責任だから、やめさせていただくなんていうことを何回も言ってきたんですけども、おかげさまで、現在まだ1,100本強を何とか保護樹木に指定させていただいて、これは区民の方が実は非常に関心が高いので、それをぜひ区長さんにも知っていただきたいのと、もう一つは、事務局がかなり一生懸命やっただいてるので、今年は多分おとめ山公園と、それから、西口の新宿中央公園、あれを国土交通大臣賞で表彰されることになっています。

今、ちょうど歌舞伎町のところにゴジラが出たり、昔の大久保公園でラーメンの大会で、そういうところでも非常に人気があるんですけども、一方でみどりについても非常に関心が高いので、ただ、関心が高い方がいらっしゃる一方で、非常に大勢のいろいろな方がいらっしゃるので、ぜひ区長にも、何かの機会に、新宿区はみどりで頑張っているということをお話いただけたらと思います。23区の中では区の、あるいは一般の区民の方に協力いただ

いて、みどりを保護するだけじゃなくて、国とか、それから都とか、そういう上の自治体の樹木も事務局が今頑張ってる指定しようとしている、これ多分23区内で初めての挑戦だと思いますので、その辺ぜひ御理解いただいて、御支援をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

区長 やっぱ新宿のまちの多様性という特徴がありまして、この辺の繁華街というか歓楽街のようなところと、西口の高層ビル街、ただ高層ビル街から下を見渡すと中央公園があったり、都立公園じゃなくて区立の公園としては都内で最大の規模なんです、あそこは。ただあそこの地下は、実は水道局の施設があったりとか、いろいろな複雑なところもあるんですけども、かなり新宿区内みどりが塊としてあるところが新宿御苑とか、落合とか、野鳥の森公園、落合ですけれども、戸山公園とか、箱根山、23区で一番海拔の高い地点だったりとかしますので、そういう特色をいかに伸ばしていけるか、あとそういったようなことに区民の皆様やこうした審議会の委員の皆さんが非常に強い意欲を持って区に対してもいろいろな意見をいただいて、それで、区の職員も頑張んなきゃいけないというふうに思って、ふやす努力をしてきているということをきちんと発信していければと思います。

熊谷委員 ぜひよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

お時間ですので、区長、所用により退席させていただきます。

(区長退席)

◎会長及び副会長の選出等

みどり公園課長 それでは、次に、議事次第第3の会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

それでは、まず会長と副会長をお決めいただき、その後、会長に小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。

参考②の新宿区みどりの条例施行規則をごらんください。第30条、審議会会長、副会長というところがございます。審議会に会長、副会長を置くと、第2項に、会長及び副会長を委員の互選によりますということになってございます。よろしいでしょうか。

今回、委員の皆様の中から御希望、または御推薦等ございましたらお願いします。

はい。

渡辺委員 私、ここ数年、この審議会に出席させていただいておりまして、今まで会長さんを

務めてくださった熊谷先生、そして輿水先生、副会長、本当に細かいところまで真摯にお答えいただきまして大変勉強になりました。大変お忙しいお立場でいらっしゃると思いますが、もしご継続していただけたらありがたいと思って、僭越ながら御推薦申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

みどり公園課長 ただいま、渡辺委員から、会長、副会長に熊谷先生、輿水先生ということで御推薦がありました。

御異議がなければ、第13期の会長に熊谷委員、副会長に輿水委員に決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、席を御用意させていただきますので、少しの間お待ち願います。

恐れ入ります、熊谷委員、輿水委員、席の移動をお願いいたします。

(会長、会長席へ着席、副会長、副会長席へ着席)

みどり公園課長 それでは、恐れ入りますが、熊谷会長より一言御挨拶をお願いいたします。

熊谷会長 ただいま会長に御指名をいただきました熊谷でございます。改めて御挨拶を申し上げます。

先ほど区長にも申し上げたんですが、私疎開したときだけちょっと田舎におりましたけれども、たまたま戦後からずっとずっと新宿区で現在まで来ておりまして、そんな関係もございまして、この審議会とかかわることになりました。

もう一つ、私の専門がもともと農学部出身で、みどりに関する、あるいは造園とか、そういう方面をずっとやってまいりましたので、その関係で、お手伝いするということになってございます。

この審議会は、実は前の中山区長も大変みどりに関心が深い方で、そういう意味では、いろいろ御支援をしていただいたものですから、それこそ二十何年前と全く現状とは事務局の体制も大変充実させていただきましたし、それから、それなりに基金の整備なんかもしていただいて、先ほど吉住区長から、おとめ山の話が出ましたけれども、あそこの公園の周辺の国有地が売りに出たときに、基金を積んで、それを使って購入すると、こういうようなことなかなか今の厳しい時代に、区民のためのそういうみどりを、土地を買うということはほとんどされないんですけれども、これも区長の英断で、そんなこともありました。そういう経過を経て、先ほどちょっと申し上げましたけれども、おとめ山のみどりとか、それから一時

は大変ブルーテントがいっぱい並んでいた、いわゆるホームレスの方のホームになっていたような西口の先ほどの新宿中央公園もきれいになりまして、両方が国のほうの国土交通大臣賞で取り上げていただくということでございます。

そういうことですので、今期の審議会委員の皆様にはぜひ自信を持って、それからいろいろな御意見を賜りたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

では、ちょっと座って進行を務めさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

次に、奥水副会長より一言御挨拶をお願いいたします。

奥水副会長 御推薦でございますので、微力ではございますけれども、副会長を務めさせていただきますきたいと思います。副会長は、会長をいじめることなく補佐をすると、足を引っ張ることなく手助けをすると、徹して仕事をさせていただきたいと思いき、kす。今、会長のお話ありましたように、それから、先ほど区長からお話があったように、私も気づかなかったんですけれども、今期の審議会の一つの仕事として、新宿区のみどりの基本計画の見直しの時期が来たという話でした。みどりの基本計画というのは、新宿区のみどりの骨太の、あるいは将来にわたる計画、方向を出そうという、大変大事な計画作業でありますので、そういう大事な時期に、お手伝いをさせていただけるということは大変緊張もしながら、また光栄に思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

熊谷会長 よろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

では、引き続き会長に小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎小委員会委員の指名

熊谷会長 それでは、小委員会委員の指名を行いたいと思います。小委員会については、初めての方々もいらっしゃるので、事務局から、説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明させていただきます。

先ほどの資料、こちらのほうにあります参考②というつづりと、参考③、この資料をごらんいただきたいと思います。

参考②のみどりの条例です。第28条の2、一番下のほうですけれども、小委員会が規定されております。その裏面にも小委員会、32条の2ということで、この小委員会の規定があり

ます。この中で、緊急的な事案が発生して、みどりの推進審議会を直ちに開催することが困難な場合にのみ小委員会を開催するというので、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るために創設した制度となっております。

新宿区のみどりの推進審議会の調査審議事項は、みどりの条例第27条にあります、お手元の参考②のところに審議会の設置の第27条、第2項です。審議会は区長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議するということになっております。(1)みどりの保護と育成に関する計画に関すること、(2)保護樹木等の指定及び解除に関すること、(3)保護樹木等の譲受等に関すること、それから(4)モデル地区の指定及び解除に関すること、それから(5)第32条に定める違反行為の公表等に関すること、(6)新宿区みどり公園基金条例第5条の規定による新宿区みどり公園基金の処分に関すること、(7)その他みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項の7項目です。小委員会の審議事項はこの中から(2)保護樹木等の指定及び解除、それから(6)のみどりの公園基金の処分、この2項目を限定して小委員会で審議しています。

小委員会の委員は、8人以内ということで、審議会の委員の中から会長が指名をいたします。小委員会には、委員長を置くこととしており、会長が指名をさせていただきます。

また、小委員会は委員長が招集し、審議会と同様に委員の過半数の出席により成立をします。

議案の可否は、出席委員の過半数により決定をいたします。

小委員会を開催する場合は、事前に事務局より全ての審議会委員に議案の資料を送付させていただきまして、意見照会を行います。いただいた意見は、小委員会で公表をさせていただきまして、調査審議に反映させるものとします。

また、委員長は、小委員会での調査審議の経過、及び結果を次のみどりの推進審議会に報告することになっています。

小委員会の概要につきましては、以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

熊谷会長 ありがとうございました。

ただいま小委員会の内容について、御説明をさせていただきましたが、何か御質問ございますか。

部長からお願いいたします。

みどり土木部長 基本的には、できるだけこの当審議会を開くことが筋だと思っております、

我々も、皆さんの御都合があれば、小委員会ではなく審議会を開くという形で進めていきたいと思っております。ただ、今申し上げたように、どうしても保護樹木、きょうも御審議いただきますけれども、緊急的に解除してほしいというような御要望をいただく場合が時としてございます。その際とか、またはさっきも出ましたが基金などの取り崩しとか、これは区の施策としてあるということもございますので、その際には全員の方に御参加いただくことが非常に難しい状況もございますので、その際の緊急やむを得ないときに、さっき説明申し上げた小委員会を開くという、そういったことを一応御理解の上、きょうは御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

熊谷会長 何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、小委員会の指名に移りたいと思います。

みどりの推進審議会は、区民から6名、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4名、学識経験者の5名の15名から構成されております。そこで小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮して、区民委員から3名、団体の構成員の委員から2名、学識経験者の委員から3名の計8名とさせていただきたいと思ひます。

それでは、指名をさせていただきますが、ここで一つ御提案があります。区民委員から3名を指名するに当たりまして、ぜひ公募委員の方の中から1名入っていただきたいと考えております。この場で私からお一人をお願いするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、3名の方で話し合ってお決めにいただき、その方を指名させていただいたほうがよろしいと思ひますがいかがでしょうか。特に公募委員の方、初めてきょう御参加されているので、趣旨を御理解いただいて、御三人で話し合いをしていただいて、そこからお一人をお決めでいただければというふうに思ひます。よろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

熊谷会長 それでは、公募委員からの1名は、後ほど決めさせていただくことにいたします。

では、これから、指名をさせていただきます。

まず、区民委員からのあと2名は、武山委員と渡辺委員をお願いをしたいと思ひます。

それから、団体の構成員の委員からは、小島委員、そして椎名委員をお願いをしたいと思ひます。

学識経験者からは、興水委員、池邊委員、そして私熊谷とさせていただきたいと思ひます。

以上、指名をさせていただきましたが、皆様よろしくお願ひをしたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に小委員会の委員長の指名に移りたいと思います。

これは、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条2の第2項において、会長の指名によると定めていますが、小委員会の制度ができた最初の審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任がある。また、小委員会は、分科会や期間限定の専門機関と異なり、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮すると、審議会の会長が委員長に就くことが望ましいという結論になっています。以後、審議会会長に小委員会の委員長をお願いしてきた経緯もありまして、このようなことから、事務局としましては、今回も同様に審議会の熊谷会長に委員長をお願いしたいと考えています。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり公園課長 それでは、熊谷会長に委員長を引き続きお願いしたいと思います。

委員長よろしくをお願いいたします。一言お願いいたします。

熊谷会長 はい。これは、平成21年に小委員会をつくったときに、審議会委員の方から質問がかなり出ました。なぜ審議会があるのに審議会を開いてやらないのかと、というふうな強い御意見をいただいたんですが、実は実情を申し上げますと、この審議会は、御覧のとおり大勢の方がいらして、年に大体2回、それも皆さんの出席できる日をいろいろ調整していただいて2回を開くのが大体今までの通例となっております。そうしますと、実は2回ですと、1年365日の間に、区民の方の中で、緊急に実は家の相続が発生するとか、台風が来たとか、あるいはいろいろな事情があって、保護樹木を何とか解除したいと、これ勝手に解除できないもんですから、その解除がみどり公園課に上がってくる、解除してほしいと。ところが、このみどりの条例の中で、解除は審議会の審議の結果、解除しなきゃならないということになっていますので、そうしますと年の2回の審議ではたまたま間に合うものはいいんですけども、その間に上がってきたものには、早い話が、結局は住民の方から強い希望で解除したいと、伐採したいということになりますと、^{はなは}甚だ残念なことになるんですけども、実際の審議会には事後報告になるんです。ですから、3月ごろにもう切ってしまったのを6月か7月の時にいかがでしょうかというの、これもおかしいということで、それではそういう案件がでてきたらそのときにはもう緊急に小委員会で集まれる人で集まって、そこで判断をして、審議会にはもちろん審議委員の方には同時に皆さんにも内容をお知らせしますけれども、委員会としてはそこでやって、それで後で年に2回の審議会で御報告をすると、こうい

うことでございます。これは、その後、そういうやり方で実際に機能も十分してまいりましたし、審議会のほうでも特に御意見はなかったように思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

従いまして、ほかの案件については、全部審議会でやるということでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、あらためまして平成27年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。まず、本日の出席状況でございますが、15名中、14名の出席により、審議会は成立しています。

ここからは、会長に議事進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 それでは、本日の審議に入りたいと思えます。

まず、本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にごございます資料につきまして御説明させていただきます。

まず、「議事次第」1枚、それから資料1「審議会委員名簿」です。それから資料2が今回お諮りさせていただきます「保護樹木等の指定及び解除について」、それから資料3「保護樹木の健全度調査の実施状況について」、それから参考としまして①から⑧までございます。参考⑤は「保護樹木のガイドブック」冊子、参考⑥が「みどりの基本計画」冊子、それから「新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）」冊子が参考⑦になります。最後に、資料⑧は、「保護指定及び解除対象樹木の写真」となっております。なお、参考の⑥から⑧は、後ほど回収をさせていただきます。

不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

なければ、後ほどでもお申しつけください。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの説明は以上になります。

会長、よろしくお願いいたします。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事次第の5番目の審議に入りたいと思えます。

審議事項の保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 本日は、第13期委員の皆様による最初の審議会になっています。新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、保護樹木制度について簡単に御説明をさせていただきます。

保護樹木制度は、区内にある大きな樹木、まとまった樹林、立派な生け垣を残していくための施策で、昭和48年度から実施をしています。

この制度は、みどりの条例施行規則で定める基準を満たす樹木や樹林等を対象に区が保護指定し、所有者、または管理者に対して助成金の支給や賠償責任保険に加入するなど、維持管理上の支援を行っているものです。

保護樹木の指定・解除に際しましては、みどりの推進審議会に諮り、審議結果を踏まえて、区長が決定をいたします。

なお、支援の内容等につきましては、先ほどのみどりの文化財ガイドブックを後ほどでも御参照いただければと思います。

それでは、改めまして、保護樹木の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明いたします。

本日は、保護指定の樹木82本、指定解除の樹木40本についての御審議をお願いしたいと思います。

担当の職員より、パワーポイントの映像を交えて御説明させていただきますので、ごらんください。よろしく願いいたします。

事務局担当 担当の横山と申します。私のほうから説明させていただきます。よろしく願いします。

平成27年7月15日から10月19日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

公有地保護樹木は、指定・解除ともに案件はございません。保護樹木は、指定の件数が2件、指定本数が82本、解除届出件数が3件、解除本数が40本です。保護樹林、保護生け垣は、指定・解除ともに案件はございません。

最初に、保護樹木の指定解除について御説明いたします。

1件目は、若松町のサトザクラほか9本です。宅地が売買され、樹木が建築計画の支障になるということで解除の申し出が出されました。

2件目は、早稲田大学のケヤキほか28本です。健全度調査により、指定されていた樹木を全て調べたところ、28本が存在せず1本は枯れている状態で確認されました。敷地が点在し

ているため西早稲田一丁目ほか2カ所が所在地になっています。

次、3件目、下落合三丁目のスタジイです。1件目同様、土地が売買され、樹木が建築計画の支障になるということで解除の申し出が出されました。

では、1件目の若松町から御説明します。

解除の対象樹木は、サトザクラほか9本です。この敷地内で指定されている保護樹木全てについて解除の申出書が提出されました。指定年度は、平成14年度で、保護樹木の番号がH14-3、サトザクラ、幹周りが2.78メートル、高さ10メートル、H14-4、スタジイ、幹周りが1.59メートル、高さ12メートル、H14-5、スタジイ、幹周りが1.57メートル、高さが12メートル、H14-6、スタジイ、幹周りが1.36メートル、高さが12メートル。続きまして、H14-7、スタジイ、幹周りが1.3メートル、高さ10メートル、H14-8、シラカシ、幹周りが1.67メートル、高さが13メートルです。すみません、ちょっと写真ですと隣り合っていて見づらくはすけれども、この赤丸で示したものがH14-7のスタジイ、左側の白丸のほうはH14-8のシラカシ、下の写真が左からH14-9、スタジイ、幹周りが1.5メートル、高さ12メートル、H14-10、スタジイ、幹周りが1.53メートル、高さ12メートルです。

最後の2本です。指定番号H14-11、スタジイ、幹周りが1.92メートル、高さが12メートルです。写真がこちらちょっと2枚に分かれているんですけども、右側の写真の左上の切れてしまっているところの続きがこちらになります。下の写真はH14-12、スタジイ、幹周りが2.03メートル、高さが12メートルです。

以上、10本の樹木は、全体的に樹勢は悪くないんですけども、定期的に^{きんてい}剪定されておらず、樹形が崩れ間延びしている印象がありました。

解除理由についてですが、土地を売却することとなり、新しい建物の建築計画上、残存は難しいということでした。

みどりの条例で、ある程度の敷地面積(250㎡以上)の場所では、建築行為を行う際の緑化の基準が定められているんですけども、この敷地もその対象となります。保護樹木が1本でも残れば新設すべき緑化の基準量が少なくなるので、そのメリットについても御説明したんですけども、解除の意向は変わりませんでした。計画を進めていく中で、もし残存させられることになれば、また改めて保護樹木に指定してほしい旨、相手方に伝えています。

では2件目の早稲田大学です。

早稲田大学での対象本数は29本と数が多いのですけれども、これは保護樹木の健全度調査の結果により指定されていたはずの保護樹木が現在存在していなくて、解除という流れにな

りました。

ここで、健全度調査について簡単に御説明しておきます。

保護樹木制度は、昭和48年度にスタートし、現在1100本以上の樹木が指定されているのですが、毎年新規に指定される樹木もある中、解除申請される樹木もそれに近いぐらい多いです。解除理由は、さまざまなんですけど、所有者が保護樹木の管理で困っていたり、樹木の病気に気づかなかつたり、気づいていてもどうすればよいかわからず、そのまま枯れてしまったもの、それから、もう少しフォローアップしていれば未然に防げた解除もあったのではないかと御意見が審議会でもありました。

以前は、指定された樹木は年に1回アンケートを取る程度で、実際現地に樹木がどのような状態で存在しているのか私たちも全ては認識しきれていない状況でありました。そこで、区から所有者に連絡を取り、保護樹木1本1本を調査し、所有者と樹木の状況、主に樹木の健康状態の確認する調査として、健全度調査を開始しました。

こちらのスライドなんですけれども、早稲田大学でもともと指定されている保護樹木は全部で88本でした。場所は地図のとおり、4カ所に分かれており、青で示している①の西早稲田一丁目、みどりの②の戸塚町一丁目、ピンクの③材料研究所、④の大久保三丁目にあります理工学部です。今回、解除の対象になっているのは、③の材料研究所を除いた①、②、④番の3カ所です。今回の調査にて、現存する幹周り1.2メートル以上の樹木と台帳を比較して調べたところ、28本の保護樹木が存在していませんでした。恐らく建築計画などで伐採されてしまったか、枯れてしまったかのどちらかと思われます。

こちらの写真は理工学部に生育しているS48-642のプラタナスです。根本にはベッコウダケがはえている状態で、倒木の危険回避のため高さ2.5メートル程度のところで切られてしまっています。この1本、現存はしているんですけども、保護樹木としての基準を満たしていないと判断していたため、所有者に相談したところ、解除の対象となりました。

では、3件目を御説明します。場所は下落合三丁目です。

道路に接して生育しているスダジイです。アパートの敷地内にあります。指定年度が平成19年度で、幹周り1.68メートル、高さが10メートルです。枝の一部に腐朽があり、横に長い開口が見られます。解除の理由は、こちらの土地が売買されるためということです。少し傾いて生育していますが、潜在的な樹形は悪くないため、何とか残せないか頼んだところ、土地を分割して売買することからどうしても支障になるので解除したいということでした。

では、続きまして、保護樹木等の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全で、かつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象としております。対象樹木は全部合わせて2件、82本です。

1件目は、西新宿六丁目の新宿アイランドです。ケヤキ8本が指定の対象となっています。

2件目は、先ほども示しましたが早稲田大学です。解除のところでお話ししたように、生育場所が4カ所に分かれており、全部合わせて74本の樹木が指定の対象となっています。

では、1件目から説明します。

場所は、西新宿の大都市にもかかわらず街路樹以外で大きな木が何本もあったため、保護樹木に指定させてもらえないか管理者宛てに制度の御説明をしたところ、メリットも多いのでぜひ指定してほしいとの返事をいただきました。今回対象となった指定樹木は、全てケヤキです。大きさは1-1、幹周りが1.25メートル、高さ13メートル、1-2、幹周りが1.37メートル、高さ13メートル、1-3、幹周り1.40メートル、高さ14メートル、1-4、幹周り1.51メートル、高さ13メートル、続きまして1-5、幹周りが1.38メートル、高さが13メートル、1-6、幹周り1.49メートル、高さ13メートル、1-7、幹周り1.46メートル、高さ15メートル、1-8、幹周りが1.42メートル、高さ15メートル、ちょっと本数が多いので配付しております参考の⑧の「指定及び解除対象樹木の写真」も後ほど御確認ください。

では、次に参ります。2件目の早稲田大学です。

場所は地図のとおり4カ所に分かれており、青で示している①西早稲田一丁目で40本、みどりの②戸塚町一丁目で26本、ピンクの③材料研究所で6本、クリーム色の④理工学部で2本が健全度調査で新たに指定対象になる樹木として見つかりました。

こちらもちょうと本数が多いのですが、樹種を説明します。

まず、西早稲田一丁目です。

2-1、ヤマモモ、幹周りが1.23メートル、高さ1メートル、2-2、ケヤキ、幹周りが1.82メートル、高さが16メートル、2-3、ケヤキ、幹周り2.14メートル、高さが16メートル、2-4、メタセコイヤ、幹周りが1.91メートル、高さが25メートルです。

続きまして、2-5、ソメイヨシノ、幹周り2.29メートル、高さが9.2メートル、2-6、イチョウ、幹周りが1.3メートル、高さ11メートル、2-7、イチョウ、幹周り1.31メートル、高さ12メートル、2-8、イチョウ、幹周りが1.31メートル、高さが12メートル、2-9、イチョウ、幹周りが1.31メートル、高さ10メートル、2-10、イチョウ、幹周りが1.57メートル、高さ16メートル、2-11、トチノキ、幹周り1.21メートル、高さ9.85メートル、

2-12、イチョウ、幹周りが1.5メートル、高さが15メートル、2-13、イチョウ、幹周りが1.7メートル、高さ15メートル、2-14、イチョウ、幹周りが1.47メートル、高さが14メートル、2-15、イチョウ、幹周りが1.5メートル、高さが15メートル、2-16、イチョウ、幹周りが1.95メートル、高さ12メートル、続きまして2-17、イチョウ、幹周りが1.45メートル、高さ12メートル、2-18、イチョウ、幹周りが1.23メートル、高さ13メートル、2-19、ケヤキ、幹周りが2.96メートル、高さ17メートル、2-20、ヒマラヤスギ、幹周りが2.8メートル、高さが21メートルです。2-21、ヒマラヤスギ、幹周りが2.87メートル、高さ22メートル、2-22、ケヤキ、幹周りが2メートル、高さ17メートル、2-23、ヒマラヤスギ、幹周りが2.23メートル、高さ20メートル、2-24、ヒマラヤスギ、幹周りが1.87メートル、高さが20メートルです。2-25、ヒマラヤスギ、幹周りが2.11メートル、高さが20メートル、2-26、ヒマラヤスギ、幹周りが2.11メートル、高さ20メートル、2-27、ヒマラヤスギ、幹周りが1.94メートル、高さ20メートル、2-28、ヒマラヤスギ、幹周りが2.02メートル、高さが19メートルです。2-29、ヒマラヤスギ、幹周りが1.74メートル、高さ19メートル、2-30、ヒマラヤスギ、幹周りが1.75メートル、高さ19メートル、2-31、ヒマラヤスギ、幹周りが1.81メートル、高さ19メートル、この2-29から2-31、ヒマラヤスギは、3本隣り合って連立して生育しております。

右下の写真で2-32、ケヤキ、幹周りが2.23メートル、高さが11メートルです。2-33、ケヤキ、幹周りが1.76メートル、高さ15メートル、2-34、イチョウ、幹周りが2.13メートル、高さ15メートル、2-35、スダジイ、幹周りが1.7メートル、高さ8メートル、2-36、スダジイ、幹周りが1.51メートル、高さが8メートル、2-37、スダジイ、幹周りが1.46メートル、高さ8メートル、2-38、スダジイ、幹周りが1.6メートル、高さ8メートル、2-39、イチョウ、幹周りが1.77メートル、高さが12メートル、2-40、スダジイ、幹周りが1.61メートル、高さ8メートルです。

では、②の戸塚町一丁目に所在地が変わります。

2-41、スダジイ、幹周りが1.63メートル、高さ7.7メートル、2-42、クスノキ、幹周りが4.93メートル、こちらちょっと株立ちなので、かなり数字的には大きくなっていますが、株立ちです。高さが18メートルです。2-43、ケヤキ、幹周りが1.24メートル、高さが16メートル、2-44、ケヤキ、幹周りが1.54メートル、高さが15メートルです。2-45、ケヤキ、幹周りが1.51メートル、高さ15メートル、2-46、ケヤキ、幹周りが1.33メートル、高さ15メートル、2-47、ケヤキ、幹周りが1.67メートル、高さ15メートル、2-48、ケヤキ、幹周りが1.67

メートル、高さが15メートルです。2-49、ケヤキ、幹周りが1.87メートル、高さが17メートル、2-50、ケヤキ、幹周りが1.85メートル、高さ15メートル、2-51、ケヤキ、幹周りが1.74メートル、高さが15メートル、2-52、ケヤキ、幹周りが1.74メートル、高さが15メートル、2-53、ヒマラヤスギ、幹周りが2.83メートル、高さが19メートル、2-54、イロハモミジ、幹周りが1.41メートル、高さが6.83メートル、2-55、イヌシデ、幹周りが1.47メートル、高さ10メートル、2-56、クスノキ、幹周りが2.12メートル、高さが16メートルです。2-57、クスノキ、幹周りが3.6メートル、高さが17メートル、2-58、ケヤキ、幹周りが1.81メートル、高さ17メートル、2-59、サワラ、幹周りが1.28メートル、高さが15メートル、2-60、イチョウ、幹周りが2.45メートル、高さが16メートルです。2-61、トウカエデ、幹周りが1.92メートル、高さ16メートルです。2-62、メタセコイヤ、幹周りが2.35メートル、高さ20メートル、2-63、スダジイ、幹周りが1.58メートル、高さ10メートル、2-64、トウカエデ、幹周りが2.96メートル、高さが18メートルです。2-65、スダジイ、幹周りが1.91メートル、高さ9メートル、2-66スダジイ、幹周りが2.1メートル、高さが9メートルです。

また所在地が変わります。③番西早稲田二丁目の材料研究所です。

2-67、ケヤキ、幹周りが1.83メートル、高さ14メートル、2-68、ケヤキ、幹周りが1.9メートル、高さ13メートル、2-69、ソメイヨシノ、幹周りが2.5メートル、高さが10メートルです。2-70、スダジイ、幹周りが1.73メートル、高さ7メートル、2-71、プラタナス、幹周りが1.6メートル、高さ9メートル、2-72、ソメイヨシノ、幹周りが1.95メートル、高さ10メートル。

では、最後です。④番大久保三丁目にあります理工学部にあります樹木です。

2-73、イチョウ、幹周りが2.35メートル、高さ15メートル、2-74、イチョウ、幹周りが1.5メートル、高さ14メートルです。早稲田大学74本の御説明は以上です。

指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。

なお、本日、御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公有地の保護樹木は件数が変わらず2件、2本となります。私有地の保護樹木は件数が1件減りまして本数は42本ふえます。樹木は272件、1,165本となります。

樹林、生垣はともに変更ございません。

以上で、御説明を終わります。承認をお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より指定解除と、それから保護指定の新しく指定をする樹木について、説

明をさせていただきましたけれども、何か御質問ございますか。

はいどうぞ。

吉川委員 今、伐採とおっしゃいましたね。

事務局担当 はい。

吉川委員 伐採というのはどういうことなんですか。保護樹木に指定されているのに伐採したわけですね。そういう意味ですか。

事務局担当 そうです。

吉川委員 その意味がわからないんです。

早稲田大学の決定ですかね。

事務局担当 そうです。はい。

ちょっとお待ちください。

熊谷会長 お願いします。

事務局担当 早稲田大学につきましては、昭和48年に指定した当時で、100本以上の保護樹木の指定がありまして、本来であれば、もし伐採するのであれば事前に区にちゃんと届け出を出して、こういう審議を経るとというのが本来の筋でございます。ところが、早稲田大学や他の所有者もそうなんですけれども、毎年助成金の申請の際に状況の確認というのを、通知とか手紙でやり取りをしているんですけれども、現状確認等を毎年やっていませんでした。その結果、早稲田大学の場合、敷地の中にいろいろな研究室の建物等があつて、そういったものを建てかえたり、つくったりというときに、ちょっと木を切った場合もあれば、そのまま生育が悪くなったり、それからもう一つは、必ず保護樹木には保護樹木プレートという「新宿区保護樹木」というものを書いて管理をしているんですけれども、そういったものが昭和48年からつけていた中で、老朽化して取れてしまって、実は早稲田大学さん自身も、管理者としてわからなくなってしまった、それで、区への届けをなく切ってしまったということが、今回の全体の調査をしたことで判明をしたということで、こういったことは我々も大変いけないことだと思っておりますので、今回、審議会の中では、その結果も踏まえて、御報告をした次第であります。

本来ですと、伐採するときは必ず勝手に伐採しないで、事前にきちんと審議を経てからという手順をとります。

吉川委員 今、詳しく御説明いただいたので、概要はわかりましたが、保護樹木に指定されていて、しかもプレートがついているわけですよね、今はね。伐採しちゃった。それはもう保

護樹木指定されていることはそれなりに区から補助されているわけですね。それを……それは腑に落ちませんね。

事務局担当 もちろん、プレートにつきましては、こういったプレートが指定した場合についているんですけれども。昭和48年につけたものということで、古くなってとれてしまったのかもしれない。

それから補助金につきましては、参考⑤の「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」にも載っているんですけれども、まず1本目は9,000円、2本目以降は4,500円です。ただ限度額が一人の所有者あたり9万円までとなっていて、そうすると最大で19本で限度額となります。つまり、19本目以降は、20本でも50本お持ちの方でも、限度額が9万円ということで、助成金自体はそれ以上支払いません。早稲田大学の場合は、100本以上ということで、今回の解除によっても限度額いっぱいのお金を出すということなので、そういったことも、これからきちんと精査をしなければいけないと認識しております。

吉川委員 ですから、大学に任せたら数が多いからということで、それで、そういった処置が、我々から見たらちょっとルーズであったと、安易に考えて早稲田大学のほうでやってしまったんじゃないかという感じがするんで、大変憤りを感じます。

これからよろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か、御質問、御意見。

丹羽委員 初めてなものですから、どういうふうな質問なりをするのか、適当な質問がどういうものかよくわからないんですが、ちょっと疑問に感じたのは、この指定された樹木というのは、全てが新たに植樹されたものなんですか。

事務局担当 全てが新たにということではなくて、既に植樹されていて、保護樹木は私ども高さですとか、幹周りとか、そういう状況を見て決めますので、植樹ではなくまず既存の樹木で成長して、保護指定の大きさに入ったときにその樹木の指定をしていると。

丹羽委員 ということは、実質考えますと、ここで伐採されたものは早稲田大学の構内ですね。これはもう完全に減少しているわけですね。

事務局担当 はい。

丹羽委員 そうですよ。だから、保護樹木という言葉だけでもって考えると、何となくふえているように感じるんですけれども、実質的な本数から言えば、減少ですよ。そういうふ

うに考えてよろしいのでしょうか。

事務局担当 保護樹木の本数としては、指定の数もあれば、解除の数もある。差し引きをしますと指定の数のほうが上回っておりますので、保護樹木の本数の推移としては毎年少しずつふえているのかなと。

丹羽委員 実質的な本数ですか。

事務局担当 はい。ですから、解除したものが伐採なり何なりされていますので、その部分の本数は実質的に見えています。

丹羽委員 よろしいですか。

熊谷会長 どうぞ。

丹羽委員 伐採した後というのは、どうするんですか。植樹なり何なりを指導するとかということとはされないんですか。

みどり公園課長 伐採については、早稲田大学で校舎とか、そういった部分を建てかえということで、現地計画がありまして、その部分で伐採したり、枯れていた部分については伐採ということになっていますので、例えばそれに代わるような緑化とか、そういった指導はしていくような形になります。大きい木がなくなることについてかなり損失というふうに考えていますけれども、それ以外に代替となるような屋上緑化だとか、壁面緑化、そういった部分も含めてみどりを少しでもふやしていくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

丹羽委員 私、戸山地区なんですけど、隣接する公共施設があるんですけども、そこでかなり伐採されているんです。最近も五、六本伐採されたと思うんです。結局、切り株しか残らないんです。これやっていると本当に10年以内にそこら辺のところは全部丸坊主になってしまうし、それから、過去に私、そのの所長さんから話を聞いたことがあるんですけども、全部木を切って、全部芝生にするという、そういう構想があって、それだけはやめてくれと言って、それでとどまってもらったんですけども、ただ、やはり公共施設でありながら、そういうことが通ってしまうというのはどう考えても合点がいかないんです。

事務局担当 公共施設の中でもいろいろな用途がありまして、いろいろな使い方がされると思いますので、そこについても、所有者の方とか、そういう管理者に対してそういった要望が伝えられれば、私どももいいかと思えます。

丹羽委員 ぜひそうしてください。ともかく、その樹木を伐採した後に、何かを建てるということじゃないでしょうか。がけの傾斜のところの樹木を伐採していくわけですから、何ら施設

を拡充するとか、そういう名目にはならないんです。結局、今年もそうでしたけれども、空洞ができたんで、この木は切らしてくれと、こちら側のちょっとどうして切るのかと理由を聞いたんですけれども。それならばやむを得ないと思ったんですが、実際に切った切り株を見れば、全く空洞なんか無いわけです。だから、考えると非常に、この状態が続けば、将来的に見れば本当に大変危機的な状態になるのではないかなと。私自身の考えというか、感じたところなんですけれども。

事務局担当 民間もそうですが、公共施設に関しましては、私どもも、実態調査ということで、本数、種類等の一応データを持っております。また、そういう中で、5年おきに実態調査をやっておりますので、まさに今年度今まさに5年目の調査をしておりますので、5年前の、そういったものも踏まえて、公共施設の樹木のそういうようなのをきちんと見て、またその経過のことについてきちんと利用出来るように考えていきたいと思っております。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

私からもちょっと質問になるかな、一度に40本以上の解除が出てきて、それから80本の指定が出てくるとというのは、意外と珍しいんですよ。いつも大体数本、あっても10本とか、多くても20本以下で審議をしていただいているんですけれども、これ今回、早稲田大学で解除が40本も出てきたというのは、今、係長が言われたみどりの国勢調査じゃないけれども、みどりの区の調査をかけている段階で、それで明らかになった、それがきっかけで出てきたと、こういうふうに理解していい。それとも……

みどり公園課長 今回、健全度調査を保護樹木にかけた部分について順次やっておりまして、その中でたまたま早稲田大学のところを調査したと。

熊谷会長 調査がきっかけでこういうのが見つかったというわけですか。

みどり公園課長 そのとおりです。

熊谷会長 わかりました。

みどり公園課長 みどりの実態調査ではなくて、健全度調査のほうでの確認ということで42本が明らかになりました。

熊谷会長 なるほど。

どうぞ。

渡辺委員 質問なんですけれども、先ほど伺ったことによると、早稲田大学で88本指定されていた中で、28本がこちらに通告もないまま切られて、今度1本が指定から外れるということですね。それで新たに74本指定を、プラスマイナスにすると指定のほうが多いと思うんです

けれども、もしそういうことでしたら、かなり大量の木が一遍に指定されるわけですね。何か伐採するときの規定と言うんですか、それをぜひ皆さん早稲田大学のほうに通知していただくようお願いしたいと思います。それはすごく快挙だと思うんですけども、74本も一度に指定、会長さんがおっしゃっていたように。でももしも伐採するときとか、してしまったときは、申し入れるようにおっしゃっていただけたらと思っております。

みどり公園課長 ありがとうございます。今のお話、今回健全度調査とともに、保護樹木の意義につきましても、所有者の方、管理者の方にちゃんと説明をしています。さらに、今回、42本が解除になるとことについても、手続的にはちょっと違ったということも申し入れさせていただいてまして、その中で、早稲田大学には保護樹木の制度について説明をしてきました。今後、継続的にそういったこともしっかり、先ほどの看板もつけながら、周知していきたいと考えています。

熊谷会長 椎名委員。

椎名委員 早稲田大学の一遍にこれだけの伐採が出てきて、滅多にそういうことはなく、恐らく管理状況が、そう言うては悪いですけども、希薄、ほかの個人宅の人だと3本ぐらいあって、一生懸命じゃないですか。それで枯れたらすぐ指定解除を申し入れて、というのが過去の指定や解除ではありましたよね、随分ね、非常にまじめな。早稲田大学は組織なんで、ちょっとそういう点では、組織である、これは早稲田大学だけじゃなくていっぱいあると思うんです、新宿区内ね。学校法人もあるだろうし、そのほかにいろいろあると思うんです。みどり関係の公園とか、そんなにないと思いますけれども、校内とか、社内とかはというところは、結構そういうのがあると思うんです。むしろ、そういうところの管理のやり方を健全度調査と一緒に何か御指導して、先ほど、やっぱりことは5本枯れて5本指定したとか、そのぐらいの状況をつくっていかないと、特にある本数以上はお金を出してないというお話でしたけれども、28本が所在なしということは、区民にとってみると非常に28本が最初のお金を出している本数なんだと言われたときに、いやそうじゃなくて、後の無料のものですって言えないでしょう。言えっこないよね。そうすると、それはすごく問題ですよ、区民としては。お金を出しているものが枯れて、いつからか所在なしになって、長年ずっと払い続けてきたのかという質問が出たとしても、それを論破できませんよね。そういう問題もありますので、やっぱり何か管理方法を、特にみどり関係じゃないところの施設については、管理方法についても何か指導をしたほうがいいんじゃないですか。別に悪気はないと思うんですよ。ただ、個人宅だったらもう毎日見えていますから絶対大丈夫ですよ。だけれども、こう

いう組織が大きいところとか、これ分散しているでしょう、4カ所。恐らく管理者は一つの部署だと思うんです。そうすると余計わからないですよ。そういうところたくさんあると思うんです。そういうところをやっぱりどういうふうに管理していただくかという、そういう方法を何かつくって、マニュアルみたいなをつくって、これをお願いしますみたいなことで、新たに集団的な場合の対策、恐らく枯れるのもいっぱい出るだろうし、指定されるべきものもいっぱい出ると思うんです、早稲田大学の場合は、これから。どんどんどんどん成長していきますから。そういうことが必要なのかなというふうに思います。

熊谷会長 はい。

事務局担当 事務局です。後で報告のところ御説明をしようと思ったんですけども、実は、早稲田大学、昭和48年に指定されました。そのときに、もう40年も前なんで、経緯がわからないんですけども、今は樹名板は一つもついていません。昔の樹名板ってこれの倍ぐらいの大きさあって、これと同じような形で、大きなものでした。早稲田大学は、大隈庭園とか持っていて、こういうものがどんとあるのは美観上も好ましくないんじゃないかというのを考えたのかもしれない。

それと、解除する29本については、全て伐採をしているとかということではないと思います。その間に、1回もやりとりはしてないんですけども、早稲田大学では大きな建物を結構建てかえをしています。建てかえ終わった周りには、かなり大きな大木が移植されて植わっています。ただ、こちらのほうの管理不足もあったのかもしれないですけども、どの位置にどの樹木があるという正確な図面が今までありませんでした。ということで、樹名板もついていない、図面も正確でないということで、1本1本の木が特定されていなかったというような経緯があります。これは私どもの管理不足というところはあるんですけども、それをこの際解消しようということで今調査を行っているところです。それで、今回、新たに72本指定する中には、もともと既存のものがあるのかもしれない、もしかしたら。それは、先ほども言いましたように図面も樹名板もついていないので、正体がわかりませんが、大きな木がかなりあることだけは確かなんです。それで、今回は、樹名板をつけさせてもらうことで早稲田大学とは話はしてあります。ただ、やっぱり樹名板がこれぐらいだと大きくて、相手も庭園だとか、そういう場所につけるのはふさわしくないということで協議をしまして、小さなもの、なおかつ目立ちにくいものとして、これの半分ぐらいの大きさのものをつけさせてもらうと。1本1本の木にこれがついていれば、例えば工事をするとき、何かするとき、番号がわかれば、私どもも図面も相手に渡してありますけれども、その図

面と照らし合わせて、どの木がどの木なのかというのがわかるようになります。そのことにより、なお一層の管理ができるのではないのかなということ、指定された暁には、こういう樹名板をつけたいと考えております。

ですから、早稲田大学が、今までもそうなんですけれども、緑化計画書とか提出するときに、もし必要ならば、何番の木が移植するとか、邪魔になるとかという話があれば、早稲田大学と話をしながら木を守っていきたいと、そういうことで今話は進めているところです。

以上です。

吉川委員 ただいま子細に説明いただきましたのでわかるところはわかったんですが、要するに保護樹木については、特定の人だけではなく、区民もみな関心を持っております。私どもは、新宿区のエコライフ推進員協議会では、保護樹木視察、観察できるところは観察して歩きました。ですが、皆さん個人宅においてはプライバシーのこともございまして、全部が全部観察できません。見て回ることはできません。それで1軒、1軒、熱心なお家は行きますと、あそこから切ったんですよとか、肥料はこうですよとか、いや鳥が来てどうのこうのとかいろいろと御苦労話もお聞きしまして、それなりに保護樹木を持っている御苦労がございました。それを聞かせていただきましたが、プライバシーがありますので、ほとんどのお家は見学、視察させていただけなかったんですが、早稲田大学は、そういった点においては、例えば望むなら、区民の有志、あるいはそういう専門委員会で見学回ることができるんじゃないでしょうか。みどり公園課だけにお任せしないで、区民も、そういったところを見て歩くことができるなら大変育成のために有意義ではないかと思うのですが、それで一つには、見せていただければ、これは保護樹木だというのがわかりませんので、必ずプレートをつけていただきたいと思います、わかりませんので。そういった点についてはいかがでございましょうか。

みどり公園課長 管理者の早稲田大学の敷地の中ですので、早稲田大学のほうにちょっと申し入れをさせていただきまして、結果については、また報告させていただきたいと思います。

吉川委員 それは、そういうプランがあるかどうかわかりませんが、ただ、そういうこともあり得るということをお聞きしたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

このみどりの保護樹木については、実はもうこの指定が48年ですけれども、非常に長い時

間がたっているということと、それから公共施設だけじゃなくても、所有者の方が世代がかわって受け継がれてきているという事情もありますし、もちろん、そこにかかわってずっと同じ土地に住まわれている方だけではなくて移動も非常に多く起こる。そういう中で、樹木だけは固定して1カ所にいるということで、なかなか所有者とか、関係者の届け出だけでは実態がつかめないという、こういう問題が今までありました。そこで、ここ数年、航空写真で調査する精度が上がりましたので、新宿区の1本1本の樹木をやっと最近^{どう}固定できまして、その中で、それをもとにして、みどり公園課の方で、今データをつくっている最中ですので、今回の早稲田大学みたいな事情はこれからも多分出てくると思います。

先ほどちょっと資料を見せていただきましたけれども、新しく指定するところに20メートルの木がいっぱいあるでしょう。あれ巨木ですよ、都内では。20メートルを超えるそんな樹木は今まで保護樹木に指定されていなかったということもおかしいんですが、それは、本来そういうきちんとしたデータがなかったのが、これはむしろわからなくなって伐採された木よりも、今回指定した樹木のほうがずっと立派な保護樹木の対象が出てきたかなと思うので、これもそういう、今ふうには科学的なデータがそろってきたので、やっと議論ができるようになったと思います。

そんなことで、多少、今までの長い歴史の中でいろいろな矛盾を抱えておりますけれども、できるだけこの審議会の委員の方にはよく理解のできるようにこれからも説明をさせていただくと同時に、先ほど吉川委員がおっしゃったように、できれば地域の方に何かそういうような保護樹木について説明をしていただくとありがたいと思います。

とりあえず、プラスマイナスでは、今回の審議会でふえているので、いかがでしょうか、何か御質問がなければ、本日の保護樹木等の指定及び解除については、お認めをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 委員の方から出た御疑問については、事務局のほうで整理して、次回にでもお答えするということにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

◎保護樹木の健全度調査の実施状況について

熊谷会長 それでは、引き続いて、報告事項にまいります。保護樹木の健全度調査の実施状況について、説明をお願いいたします。

事務局担当 資料3をごらんいただきます。保護樹木の健全度調査の実施状況について。

先ほども申しましたけれども、この制度が始まったのが昭和48年、今から42年前になります。前回は御報告させていただいたんですけれども、新しい方もいらっしゃるので一通り御説明します。

この昭和48年の時点で、通し番号から言うと、保護樹木が約650本ありました。これまでの調査で、現在も存在していると思われるもの、全部が調査終わったわけではありませんが、現在も存在していると思われるものが658本中292本が存在していると考えられています。残りの358本、これ全て解除がきちんとされてはいません。解除をきちんと書類上残っているものもあれば、存在不明のものもかなりあります。その途中で何があったかという、ちょっと書類が私どものほうにも残っていませんので、わからない部分があるんですけれども、とにかく当初から指定されたもののうち残っているものが292本です。この1年半ぐらいで大分調査が進みまして、現在までに調査が終わったものが244本、残りが約48本、これも今年度中に一応調査を終わる予定でいます。昭和48年に指定されたもので調査が終わったもの244本なんですけれども、その樹木は29種類になりました。内訳ですけれども、イチヨウが64本、スダジイが52本、ケヤキが42本、クスノキ17本、ヒマラヤスギ12本、シラカシ10本、この6樹種で197本、大体81%です。それ以外に、23種47本が調査が終わっております。余り数のないものではウワミズザクラですとか、これ神社にあるんですけれどもボダイジュ、それからハンノキ等がありました。

調査方法ですけれども、職員、私どもが所有者と調整を行った上で、1本1本についての調査票をつくって、なおかつ敷地の図面に位置を落として調査を行っております。なかなか数がはかどりませんで、1日に多くても20本ぐらいです。

資料3の三枚目に樹木調査票というのがあります。これにつきまして、通し番号と木の種類、大きさ、周囲の状況、それから評価ということで6ランクつけております。この評価については、二枚目に評価の基準というのがあります。S、A、B、C、D、Eというふうにつけてありますけれども、Sは、樹形、樹勢、生育状況が非常に良好であるということで、将来的には特別保護樹木、現在も特別保護樹木3本ありますけれども、そういうものになり得ると。それからAといたしまして、樹形、樹勢、育成状況は良好である。それからB、樹形は少し乱れているけれども、生育状況は良好である、反対に、樹形は良好だが生育状況が余りよくないものがB。それからC、樹形、樹勢、生育状況が良好ではないが対策をとることより回復の予知がある。治療、または経過観察を行っていくことがC。Dについては、樹

形、樹勢、生育状況がよくない、非常に衰弱しており、枯損する可能性がありますよということで、これは指定解除について検討するという必要があるものです。Eについては、完全にもう枯れてしまっているということで、指定解除かなということですよ。

今回の調査の中で、S評価のものが9本、これは特別保護樹木の候補になってくると思います。それからA、74本、B、144本、Cが16本、Dが1本、Eがゼロというような調査結果になりました。Cについては、引き続きこういった観察を行っていく予定です。Dについては、今回まだ諮っていませんけれども、状況を見ながら、多分指定解除の方向で次回には諮れるんじゃないのかなということでも今検討をしているところです。

あと、48本で48年度分のは終わるんですけども、引き続き、その後に指定されました保護樹木について、同じような調査を行って行って、樹名板の設置も含めまして、これからきちんとした管理をしていきたいというふうに思っております。

以上、報告を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

大変な肉体労働で、予算の少ない中、本当にこんな調査をしてくださって、会長としては頭が下がるんですけども。これももし委託したら大変な金額になるね。外部委託したら。

事務局担当 そうですね。

熊谷会長 何とか区長に言わんといけん。言えよよかったのに、さっき。

吉川委員 言えよよかったね、遠慮なく。

熊谷会長 本当に大事な調査で。

それから、専門家じゃないとわからない部分もあるので、ただし、大変でしょうけれども、少しずつ続けていただいて、できるだけ区の担当者の中で、こういう専門の調査ができる方、若い人を育てていただいて、それから職員もいっぱいあって……派手なところばっかり予算をつけないで、こういうところに、みどり一番大事だから、こういう調査が進めば、先ほど委員の方から出たいろいろな疑問にお答えできるし、それから所有者の方も納得していただけたらと思うんです。

みどり公園課長 今、こういった調査を、こういったペーパーに残しますけれども、昔は紙だけでやっていましたが、最近は電子でいろいろな保存ができるようになってきていますので、写真も含めて、そういったものを活用しながら、次の世代に残せるように、さらに、こういったものがみどりが大切だということを伝えていけるようにしていきたいと考えています。

熊谷会長 大体どこでもそうだけれども、今からはきちんとデータをとっていきますよ。電子データとし保存していきますよというスタンスなんだよ。さかのぼってなんか誰もやる人いないんだよ、口先ばかりで。だけれども、これは48年までさかのぼって始めたということは非常に勇気があって、これも多分23区の中で初めてじゃないですか。私は、非常に評価します、そういう意味ではね。通常は、もう今日から頑張りますで、ずっとそこから一生懸命データを取っていくんですけども、それ以前については、残念ながら資料がないとか、そこまでの能力がないとか言って、皆さん逃げ回っているのが現状だから。ただ、やるとしたら、大学の若い学生さんとかなんか、研究の一環でそういうことを調べることはありますけれども、普通はやらないですよ。

何か、これは報告事項ですので、御質問でも、御意見でも結構ですから、どうぞ、もし…

…

吉川委員 よろいですか。

熊谷会長 どうぞ。

吉川委員 僕ら、町連としましても、早稲田大学の学生さんとはいろいろなサークル、イベントを通して協力してやっておりますので、保護樹木についても、学生さんってこういうのを興味をお持ちで、健全なものにということで、観察とか、育てたいとか、そういう学生さんもいるんじゃないかと思うんですけども、自分たちの学校の校内ですから。僕らいろいろなサークルやイベントやなんか、早稲田大学の学生さんと協力し合って、町内でやっておりますから、恐らく学生さんの中にも、そういう方がおると思うんですよ。そういった方にもやっていただいたらいいと思うんですけども、ちょっと思ったんです。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

鶴田委員 早稲田大学には環境サークルでロドリゲスさんという老舗の環境サークルさんがいらっしゃいますし、理工学部や教育学部の中にも生物系の学生さんもたくさんいらっしゃるので、大学なんかで、例えば明治大学なんかは、生物多様性キャンパスマップをつくろうとか、そういうことをやっているような大学さんもあるので、今回の調査って早稲田大学さんにとってもすごくありがたい調査だったと思うんです。ほとんどそういう毎木調査みたいなことっていうのはできない状態だったと思われるので、これを機にそういうコラボレーションを持ちかけられてもよろしいかなと思います。

みどり公園課長 ありがとうございます。

今の貴重な御意見ありがとうございます。早稲田大学といろいろちょっと意見交換をしながら、今の提案について検討させていただきます。

吉川委員 いると思いますよ、若い諸君。

みどり公園課長 ありがとうございます。

熊谷会長 はいどうぞ。

丹羽委員 新宿区には確かエコリーダー養成講座、私も、それ一時注目していたんですけども、ああいう講座の中で、やっぱりみどりに関する一つの講習会なり何なりで知識をつけていただいて、リーダーそのものの活用というものを考えられたらいかがでしょうか。

事務局担当 エコリーダー講座につきましては、講座が十何回かあるわけです。その一つのコマにみどりを知ってもらおうということで、私ども公園課のほうでみどりの実態ですとか、制度でありますとか、今後こうしていきたいとか、そういったお話みたいなものは一つとらせていただいておりますけれども。引き続きまたエコリーダー講座にも所管、環境のほうであるんですけども、またちょっと今……ぜひ委員会あたりでまた大きく諮らせていただきたいと思います。

丹羽委員 リーダーをつくり放しで現状は、何の役にも立ってないんです。もっと積極的にやるべきじゃないかなと。

熊谷会長 どうでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 この保護樹木の棚卸的な調査というんですか、本当に大変なことで、聞いていると、やっぱりそういう大きな木をちゃんと単木で管理するというにだんだん移行してきているんだと思うんですけども、そうすると、これから5年、10年、20年たっていく中で、直径が40センチぐらいになってくる、これから、そういう対象になる木っていうのがどういうところにどういうふうにあるのかというようなことも単木管理になってくると非常に重要になってくると思うので、もちろん大変な作業なんですけれども、こういう帳票についても、そういうことを見越したような、特に入力とか、システム、データベースですか、を少し考えられて、10年、20年先に新しく入ってくるようなものをまた、速やかに管理できるようなことを入れてくるといいのかなというふうにちょっと思いました。

熊谷会長 重要保護樹木。

齋藤委員 意外と40センチまで超えるところまで持っていくのは、かなり大変なことだと思うんですね。

熊谷会長 そうですね。太さもそうだし、20メートルを超えるというのは大変だよ。

事務局担当 保護樹木のデータにつきますデータ、データの項目、これからですけれども。既にデータそのものはあれなんですけれども、こういった調査ですとか、あるいはほかの調査も含めて、GISとか地図なんかにもリンクしていく形で、どんな項目でデータ管理をされていくのか……

熊谷会長 頼もしい事務局だ、何でもやりますやりますと言って大丈夫かな。

副会長。

輿水副会長 何でもやりますと言うので、ついでに、悪乗りしているわけじゃないんですけれども、これは本当に頭が下がります。大変ですよ。1本1本ね、やるのっていうのは。少しずつ地道にやっていくことで最後は、いい蓄積になるわけですけれども。

きょうの早稲田大学のお話を伺ってふと思ったんですけれども、この調査票は樹木についてはすごく丁寧に記録が残ると思うんですけれども、それを保護樹木を取り巻く、あるいは管理している所有者なり、それを見ている人たちの意識というものに対しては全くこれにも記録が残らないので。何を申し上げているかと言うと、保護樹木としてこの木は意識されているかどうか、大事にされているかどうか、保護樹木板がちゃんと、曲がったりしていないか、汚れたりなんか、あるいは落っこっちゃっているとか、そういうことがどうなっているかということもちょっと一番下の意見要望のところちょこっと印か何かつけていただくと、今後、この木がどうなっていくかということに関しても何かデータとして残るんじゃないかなというふうな気が今したんですね。要するに、とても大事に意識されているかどうかと、大、中、小でもいいんですよ。それから樹木板が落っこっちゃっている、きれいになっている、あるいはもう汚くて読めないとか、良、不良、可でもいいと思うんですけれども、簡単にちょこっと書いていただくと、さらに保護樹木の管理の今後のあり方についても大事なデータとなると思いますので、一生懸命やりたいとおっしゃっているので、ぜひちょこっと書いていただければ。

熊谷会長 健全度調査と同時に、どれくらい大切にされているかどうか。

輿水副会長 大事にされているかどうか、されてないかと。

事務局担当 健全度調査そのものは本来、所有者の方とのコミュニケーションを図るということが大きな目的ですので、副会長が言われるように、調査票下の管理状況の欄のところに、そのあたりについて付け加えていきたいと思います。

輿水副会長 そのことは次の区の担当者の方に引き継がれるときに大事だと思うんです。せつ

かくこれだけの調査をするわけですから、ぜひその辺も、もしできればよろしく願いいたします。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

◎連絡事項

熊谷会長 それでは、ほぼ予定された時間も残り少なくなっまいりましたので、連絡事項があればお願いをしたいと思います。

みどり公園課長 本日は、保護樹木の指定及び解除について御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

連絡事項です。

現在、みどり公園課では、5年ごとのみどりの実態調査を実施しています。来年2月ごろには調査結果が出る予定になっています。今後、調査結果などを踏まえまして、みどり行政について、今までの緑化施策の検証や見直しを行い、みどりの基本計画の見直しを行っていきたいと考えています。このあたりにつきましては、次回の審議会でスケジュール等を御説明できればと考えております。

なお、次回の審議会でありますけれども、来年2月上旬を予定させていただいています。決まった日程についてはおおむね1カ月前までに調整をさせていただきまして連絡をいたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、急を要する保護樹木等の指定・解除の案件等が生じた場合には、また小委員会の招集など、必要な手続をさせていただきますので、この件につきましても御協力よろしくお願いいたします。

連絡事項につきましては、以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 以上、次回の審議会は2月ということをお予定をいただきたいということでございます。

それから、何回も申し上げましたけれども、若干、委員の方もおわかりいただいていると思いますけれども、本日ありましたように、所有者の方からやむを得ない事情で伐採を早く

したいとか、そういうような案件が所有者の方の御都合で出てまいりますので、これは必ずしも審議会の日程とあわない場合もございますので、これについては、事後承諾のような形になると大変いろいろな意味で誤解も生じますし、委員の方も大変歯がゆい思いをされますので、小委員会を招集させていただきたいと思っておりますので、そのときにはぜひよろしくお願いいたします。

それでは、本日の準備いたしました議事は一応以上でございますので、これをもちまして、平成27年度第2回の審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時55分閉会